

# 土砂災害特別警戒区域内における建築物の構造方法について

東京都が調査を行った結果、令和元年9月26日に渋谷区内に土砂災害警戒区域等が指定されました。

そのうち特別警戒区域(通称:レッドゾーン)に指定された区域において、居室を有する建築物を建築する際は、外壁等が土砂災害により破壊されないように「土砂災害の種類」や「土石等の力の大きさ等」に応じて、国土交通大臣が定めた構造方法とする必要があります。(建築基準法施行令第80条の3)

土砂災害の種類には「急傾斜地の崩壊」、「土石流」、「地滑り」の3種類があり、渋谷区内の指定は全て「急傾斜地の崩壊」となっています。

土石等の力の大きさ等は渋谷区または東京都のホームページにある公示図により確認できます。

## 【検討フロー】

土砂災害特別警戒区域  
(レッドゾーン)内

Yes No → 対象外

居室を有する建築物

Yes No → 対象外

土砂災害の種類・最大の力の大きさと土石等の高さの確認(公示図)

検討ルート(平13国交告第383号)

門・塀による構造方法(同告示第5)

建築物による構造方法(同告示第2)

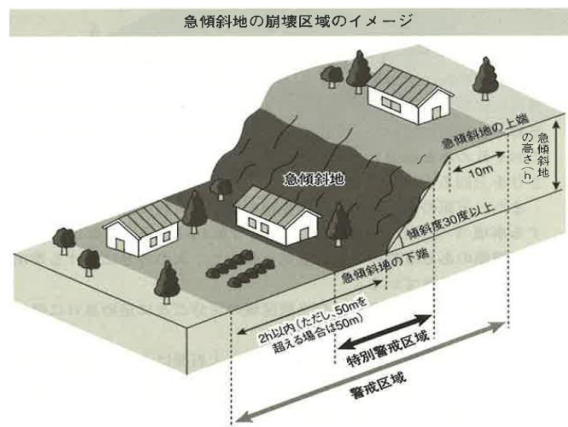
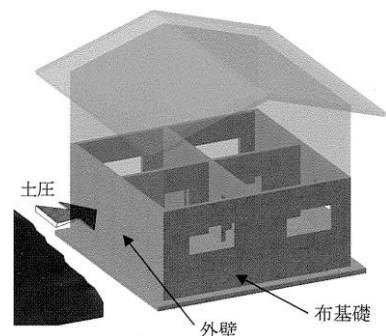
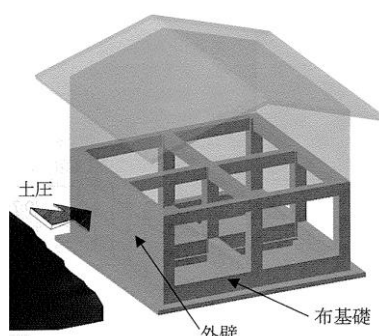
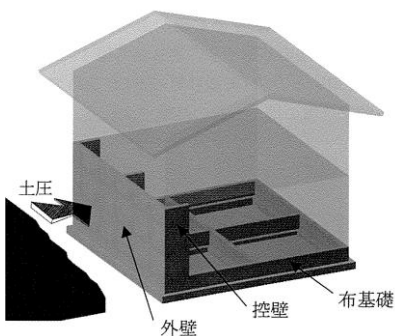
構造計算(同告示第2第二号)

仕様規定(同告示第2第一号) ※渋谷区内では全ての区域で仕様規定を適用できる

外壁・控壁構造  
(同告示第2第一号イ)

柱・梁ラーメン構造  
(同告示第2第一号ロ)

壁式鉄筋コンクリート構造  
(同告示第2第一号ハ)



### ～その他留意点等～

- ・特別警戒区域内の構造規制に適合する建築物であっても、東京都安全条例第6条の規定に適合しているか確認する必要があります。
- ・安全な擁壁を設置しても、特別警戒区域の指定が解除されない限りは、建築物の構造規制を受けます。
- ・居室を一つでも有していれば居室の規模、位置に関わりなく建物全体を対象として構造規制を受けます。
- ・計画敷地に特別警戒区域があっても、建築物が特別警戒区域外であれば構造規制の対象外となります。
- ・渋谷区に建築確認を申請する場合、建築基準法第6条第1項三号に掲げる建築物であっても、特別警戒区域内の構造規制への適合確認のために配置図、構造計算書等の添付が必要です。
- ・原則として、がけ崩れによる土砂の回り込みの想定等を行い、外壁等の範囲を判断する必要があります。

#### (土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法)

第 80 条の3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分(土石等の高さ等以下の部分であって、自然現象により衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。)の構造は、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等(当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ)に応じて、当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。ただし、土石等の高さ等以上の高さの門又は塀(当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有するものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。)が当該自然現象により当該外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けられている場合においては、この限りでない。(一部省略)

#### 【問合せ先】

(建築物の構造規制について)

渋谷区都市整備部建築課審査係 TEL:03-3463-2729 (直通)

(土砂災害警戒区域等の指定について)

東京都建設局河川部 TEL:03-5320-5394 (直通)